決 定

公益社団法人日本パワーリフティング協会 不服審査委員会 委員長 同 委 員

申立人: >>>>>

第1. 決定主文 申立人の申立てを棄却する。

第2. 決定の理由

1. 申立人の不服申立ての趣旨

申立人は、令和3年6月11日に日本パワーリフティング協会(以下「JPA」という)令和3年度定時社員総会にて決議された下記処分(以下「本件処分」という)につき、全部不服であるとして、不服申立てをおこなった。

申立人の正会員としての資格を6ヶ月にわたり資格停止とする。

2. 本件処分の対象となる違反行為及び処分理由 当協会が本件処分を下すにあたって、認定した違反行為及び処分理由は下記のとお りである。

申立人は、令和2年6月28日、同月21日に行われたJPAの令和2年度定時社員総会の際に録音した「帰り道」と題する録音データを、JPAの正会員ら宛にメールで配信した。当該録音データには、別紙の反訳に記載されているとおりの内容が含まれている。この内容は、というに対する暴言、誹謗中傷又は名誉毀損を構成し、「役員・職員倫理規程」第3条第1項第12号に違反する。

3. 申立人の主張

(1)「帰り道」と題する録音データ(以下「本件録音データ」という)の送信は暴言、 誹謗中傷、名誉毀損に当たらない

本件録音データを送信した範囲は「JPA の正常化を願う有志の会」のメンバーの みであるしストレージサービスを利用し、パスワードを設定し、配布期限も設定した のであって、第三者に配布する意図はない。また、本件録音データは社員総会の日の 録音を編集せずにそのまま送った際に含まれていたものであり、本題ではない。さらに、 に、 が「俺は乗っ取り屋だ」と言っていたし、その他のことも から聞いた内容である。

したがって、暴言、誹謗中傷、名誉毀損には当たらない。

- (2)本件録音データは 本件録音データ送信後も、 数損したのであれば 数損したのであれば 数損したのであれば 数損したのであれば 数損したのであれば
- (3) 本件処分の答申を行った倫理委員会の構成について 倫理委員会委員長の (3) 本件処分の答申を行った倫理委員会の構成について の友人であり、判断が (4) 側に偏る。また、 委員の (5) であるが、理事に選任された際の社員総会につき、申立人は総会 決議の取消しを求めて訴訟を提起しているところであるから、 (5) には利害関係がある。
- (4) 本件処分の相当性、均衡性

※※
について倫理委員会の開催を要求しているが開催されておらず、

※※
は

処分を受けていない。申立人についてのみ倫理委員会が開催され処分を受けることは、均衡を欠いている。

4. 本件不服審査委員会の判断

(1)本件録音データの送信は暴言、誹謗中傷、名誉毀損に当たるか否かについて本件録音データには、<a>★<a>★<a>★<a>★
について「嘘ばっかり吹いて回って」「病院の乗っ取りやですわ」「(病院の理事につき)後ろから階段蹴っ飛ばされて、八十おいくつやったんでね、なくなって。で、もうその隙に証拠類全部燃やして、終わり。全部これ誰がさしたか言うたら<a>★<a>★<a>▼<a>です。」と言及する部分がある。これらの部分は、<a>▼<a>★<a>★<a>▼<a>★<a>▼<a>★<a>●
の社会的評価を下げるものであるといえる。したがって、少なくとも、<a>▼<a>▼<a>★<a>○
に対する誹謗中傷及び名誉毀損に当たるというべきである。

この点について、申立人はまず、本件録音データの送信範囲が限られていることや、パスワードや配布期限を設定したことを挙げる。しかしながら、本件録音データは32名と多人数に対して送信されているのであって、公然と事実を摘示したといえる。パスワードや配布期限を設定していたことは、この判断に影響を与えないというべきである。

次に、申立人は、本件録音データは録音内容を編集せずそのまま送信した中に含まれていたものにすぎず、本題ではない旨主張している。しかしながら、申立人がストレージサービスにアップロードしたデータは 13 のファイルに分割され、それぞれにタイトル(「帰り道」など)が付されていた。申立人が真に社員総会時の録音データのみ送信しようとしていたのであれば、本題ではない本件録音データを含めずにア

ップロードすれば足りたのであるし、そのような対応は容易であった。そうすると、 申立人はあえて本件録音データも含めてアップロードしたと評価せざるを得ないの であって、この点に関する申立人の主張を容れることはできない。

また、申立人は、本件録音データの内容は、 したとも主張する。しかしながら、この主張を裏付ける証拠は提出されていない上に、 の発言を基にしていることは、誹謗中傷や名誉毀損に当たるか否かの判断に影響を与えるものではない。

以上のとおりであって、本件録音データの送信は、少なくとも、 ※
に対する誹謗中傷及び名誉毀損に当たる。

(2) 社会的信用の毀損について

本件録音データの送信が の社会的信用を毀損するものであるか否かは、本 件録音データの内容によって判断されるべきものである。送信後に に選任されていたか否かは、この判断に影響を与える事情ではない。

(3) 倫理委員会の構成について

※※※について、申立人は、
 ※※※につき「友人である」旨話していたと主張するが、そのことを裏付ける証拠は提出されていない。また、本件について
 ※※※が関係しているとの資料がないことは、申立人も認めるところである。そうすると、
 ※※※が本件について利害関係を有するとはいえない。

また、 について、申立人は理事選任の効力を争っているとのことであるが、 そのことは、本件についての の倫理委員会委員としての適格性を失わせる事情とはいえない。

(4) 本件処分の相当性、均衡性について

※※※について、倫理委員会を開催すべき違反行為があったことを示す証拠は提出されていない。したがって、

※※※が処分されていないことと本件処分がなされたこととが均衡を欠いているとはいえない。

(5) 結語

以上のとおり、申立人の主張にはいずれも理由がないから、申立人の申立てを棄却 すべきである。

第3. 不服審査委員会の手続きの経緯

- 1. 令和3年7月20日、申立人は、JPAに対し、不服申立書を提出し、本件処分に対する不服申立てを行った。
- 2. 同年 8 月 2 日、JPA 理事会は、倫理委員会規程第 5 条に基づき、不服審査委員会の 開催を決議するとともに、同委員会の委員長として 参した。
- 3. 同年8月3日、第1回不服審査委員会がオンラインにて開催された。

- 4. 同年8月6日、不服審査委員会は、申立人に対し、「ご連絡(1)」にて、不服理由の 追完と証拠の提出を求めた。
- 5. 同年 10 月 8 日、申立人は、不服審査委員会に対し、「不服理由のヒアリングについて(返答)」と題する書面を提出した。
- 6. 同年11月26日、第3回不服審査委員会がオンラインにて開催された。
- 7. 同年 11 月 30 日、第 4 回不服審査委員会(倫理委員会規程第 5 条 5 項に基づく申立 人の意見陳述)が、 にて開催された。
- 8. 同年12月6日、第5回不服審査委員会がオンラインにて開催され、同委員会の終了をもって、不服審査委員会の手続き終結した。